

特別養護老人ホーム「エンゼルの丘」利用料金表

ご利用料金は、基本料金（1表）と、介護保険における各種加算に伴う自己負担料金（3表・該当項目のみ対象）と、日常生活費の自己負担料金（4表・該当項目のみ対象）の合計額になります。

～ <1表> 基本料金 ～

<ユニット型個室> ◎基本ご利用料金（1日あたり） 介護保険利用（原則1割自己負担）

自己負担他 要介護度	上段：自己負担合計額/1日あたり (①+②+③) 下段：30日分の合計額				内 訳		
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	※1 介護保険 自己負担額①	※2 生活費自己負担額	
						居住費②	食費③
要介護1	1,779円 (53,370円)	1,869円 (56,070円)	2,619円 (78,570円)	4,009円 (120,270円)	659円	<第1段階> 820円 300円	
要介護2	1,849円 (55,470円)	1,939円 (58,170円)	2,689円 (80,670円)	4,079円 (122,370円)	729円	<第2段階> 820円 390円	
要介護3	1,922円 (57,660円)	2,012円 (60,360円)	2,762円 (82,860円)	4,152円 (124,560円)	802円	<第3段階> 1,310円 650円	
要介護4	1,992円 (59,760円)	2,082円 (62,460円)	2,832円 (84,960円)	4,222円 (126,660円)	872円	<第4段階> 1,970円 1,380円	
要介護5	2,061円 (61,830円)	2,151円 (64,530円)	2,901円 (87,030円)	4,291円 (128,730円)	941円		

<多床室> ◎基本ご利用料金（1日あたり） 介護保険利用（原則1割自己負担）

自己負担他 要介護度	上段：自己負担合計額/1日あたり (①+②+③) 下段：30日分の合計額				内 訳		
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	介護保険 自己負担額①	生活費自己負担額	
						居住費②	食費③
要介護1	1,089円 (32,670円)	1,499円 (44,970円)	1,759円 (52,770円)	2,489円 (74,670円)	789円	<第1段階> 0円 300円	
要介護2	1,153円 (34,590円)	1,563円 (46,890円)	1,823円 (54,690円)	2,553円 (76,590円)	853円	<第2段階> 320円 390円	
要介護3	1,224円 (36,720円)	1,634円 (49,020円)	1,894円 (56,820円)	2,624円 (78,720円)	924円	<第3段階> 320円 650円	
要介護4	1,289円 (38,670円)	1,699円 (50,970円)	1,959円 (58,770円)	2,689円 (80,670円)	989円	<第4段階> 320円 1,380円	
要介護5	1,354円 (40,620円)	1,764円 (52,920円)	2,024円 (60,720円)	2,754円 (82,620円)	1054円		

<2表>生活費（食費・居住費）のご利用負担額については、以下の基準で減額の制度があります。

区分（段階）	課税区分（世帯全員）	対象者
第1段階	市民税 非課税	生活保護を受給されている方と、老齢福祉年金を受給されている方
第2段階	市民税 非課税	課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方
第3段階	市民税 非課税	課税年金収入が80万円を超え市民税が非課税の方
第4段階	市民税 課税	上記対象条件以外の方

※ 減額の手続きなどの詳細は、役所の介護保険窓口にお問い合わせ下さい。

～ <3表> 介護保険における各種加算に伴う自己負担料金 ～ 介護保険利用（原則1割自己負担）

要介護度、ご利用者負担段階の如何に関わらず一律料金が加算されます。

加算 *1	※2 加算項目	加算概要 (条件)	単位	※2自己 負担額
○	介護職員処遇改善加算 I	1ヶ月につき所定単位数×25/1000		下記 参照

算定方法～1表の介護保険自己負担額 + 3表の 加算※1部分で○及び★印で該当する部分の単位数の合計×25/1000
 例) 要介護度2の方の場合 介護保険基本単位数(729単位) + 看護体制加算 I イ (6単位) + 夜勤職員配置加算 (27単位) +
 サービス提供体制加算 (6単位) = 768単位×25/1000が=介護職員処遇改善加算 (19単位)
 利用者自己負担額 19円/1日

	日常生活継続支援加算	心身の障害が重度の利用者を一定数以上受け入れている場合	1日	<u>23円</u>
○	看護体制加算 (I) イ	常勤の看護師を1名以上配置している場合 (入所定員31人以上50人以下の事業所) ※ユニット利用者のみ	1日	<u>6円</u>
○	看護体制加算 (I) ロ	常勤の看護師を1名以上配置している場合 (入所定員30人又は51人以上の事業所) ※多床利用者のみ	1日	<u>4円</u>
○	夜勤職員配置加算 II イ	施設基準数に1名を足した数以上の夜勤職員を配置している場合(入所定員31人以上50人以下の事業所) ※ユニット利用者のみ	1日	27円
★	個別機能訓練加算	機能訓練指導員により機能訓練を行った場合	1日	12円
★	栄養マネジメント加算	管理栄養士を配置し、栄養ケア計画を作成し実施及び評価を行った場合	1日	14円
★	療養食加算	医師の食事箋に基づき療養食を提供した場合	1日	23円
★	外泊時費用	外泊及び医療機関に入院をした場合 (上限: 月6日)	1日	246円
★	初期加算	入所日から30日以内の期間 (入院後の再入所も同様)	1日	30円
★	看取り介護加算 (1)	看取り介護の体制を整備し、死亡日以前4日以上30日以下に算定	1日	80円
★	看取り介護加算 (2)	看取り介護の体制を整備し、死亡日以前2日から3日に算定	1日	680円
★	看取り介護加算 (3)	看取り介護の体制を整備し、死亡日当日に算定	1日	1,280円
★	口腔機能維持管理体制加算	歯科医師または歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアに係る指導を月1回以上行い、口腔ケア計画が作成されている場合	1か月	<u>30円</u>
★	口腔機能維持管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合(口腔昨日維持管理体制加算を算定しない場合は算定しない)	1ヶ月	<u>110円</u>
★	認知症行動 心理症状緊急対応加算	(入所後7日に限り 一日に200単位を加算)	一旦	<u>200円</u>
★	認知症専門ケア加算(I)	専門的な研修を修了した者を一定数以上配置している場合	1日	3円
★	認知症専門ケア加算(II)	上記に加え、1名を足した数以上の研修修了者を配置している場合	1日	4円
★	経口移行加算	経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合	1日	28円
★	経口維持加算 (I)	著しい摂取障害がある方の経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合	1日	28円
★	経口維持加算 (II)	摂取障害がある方の経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合	1日	5円
	障害者生活支援体制加算	各種障害者に対して、専門技術を持った、障害者生活支援員を配置した場合	1日	26円
★	退所時相談援助加算	退所後の利用者の生活問題に対する相談援助を行った場合	1回	400円
★	退所前訪問相談援助加算	(入所中1回 (又は2回を限度に460単位を加算))	1回	<u>460円</u>
★	退所後訪問相談援助加算	(退所後1回を限度に460単位を算定)	1回	<u>460円</u>
★	退所前連携加算	退所前に指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員と連絡調整を行った場合	1回	500円
★	在宅復帰支援機能加算	利用者が在宅復帰するに当たり相談援助を行った場合	1日	10円
★	在宅・入所相互利用加算	利用者が在宅復帰するに当たり可能な限り在宅生活が持続できるように援助した場合	1日	30円
	サービス提供体制強化加算 (I)	介護職員の総数の半分以上が介護福祉士である場合	1日	12円
○	サービス提供体制強化加算 (II)	介護・看護職員の総数の75%以上が常勤職員である場合	1日	6円
	サービス提供体制強化加算 (III)	直接処遇する職員中、30%以上が勤続3年以上である場合	1日	6円

※1 ○印の加算項目は、当施設の体制加算となり、全利用者へ算定いたします。★印は該当者のみの加算となります。

～ <4表> 日常生活費の自己負担料金 ～

項目	内容	単位	料金
日用品費	シャンプー、ボディソープ、歯ブラシ、歯磨き粉等	1日	200円
教養・娯楽費	書道、絵画、その他のクラブ活動費	1日	実費
理美容費	施設にて訪問理美容を利用した場合	1回	1,500円
電気料金	電化製品持ち込みの場合（髭剃りのみ場合は除く）	月額	1,500円
行事参加費	行事に参加した場合	1回	500円
コピー料金	用紙サイズにより（B5・A4）10円／（B4・A3）15円	1枚	10円・15円
写真代	季節行事等の写真を購入希望の場合	1枚	40円
職員受診同行費	遠方の（半日以上かかる場合の） 医療機関の受診に職員が同行した場合の交通費として	使用回数 に乗じて	実費

◎料金を提示したものの以外にも、利用者様からの依頼により購入する日用品などで、利用者負担が望ましいと考えられるものにつきましては実費を請求させていただきます。

～利用料金の留意事項～

- ① 基本料金は、介護保険自己負担額と生活費自己負担額（居住費・食費）の合計額となります。
- ② 基本料金につきましては、2表に示しましたように、市民税の課税・非課税によって、4段階に分かれ、所得に応じた負担とする制度があります。それによって、1表に示した負担額となります。一応30日ご利用を例として挙げてありますので、30日に満たない月、30日を越える月は、基本利用料金に対し、日数分の増減があります。
- ③ 加算分の自己負担料金につきましては、3表に挙げられたもののうち、○印をつけた施設の体制加算（一律の算定）と、★印をつけた対象者のみの加算について自己負担料金が発生します。施設はすべての加算を実施するわけではありません。
- ④ 日常生活費の自己負担料金につきましては、4表に挙げられた項目のサービスを受けた場合に発生します。